

公益財団法人浜松市教育会館ギャラリー利用規程

(目 的)

この利用規程は、定款第3条及び第4条第4号に基づき、教育関係者や一般市民、及び幼児・児童生徒の作品発表の場を提供することにより市民文化の向上を図ることを目的とする。

(展示場所)

1階ロビー及び2階ロビーを展示場所とする。

(展示作品)

このギャラリーに展示できる作品は、壁面に展示できる絵画、書画、写真、立体作品とし、以下(1)～(2)に定める作品とする。

- (1) 浜松市教育委員会、浜松市教育研究会、館内入居団体及び教育事業団体の作品、児童生徒の作品とする。
- (2) 一般市民、又は愛好家グループの作品。但し、営利を目的としない作品に限る。

(展示期間)

展示期間は原則として1か月以内とする。

(利用時間)

展示場所の利用時間は、教育会館開館時間の8時30分から16時30分までとする。

(搬入・展示・搬出)

作品の搬入・展示・搬出は、本人、グループまたは該当主催団体が行うものとする。

- (1) 作品の搬入・展示は、展示期間前日の午後までに行うものとする。
- (2) 作品の搬出は、展示期間終了の翌日までに行うものとする。

(利用料)

1・2階ロビーとも、一日につき500円を納入する。但し、浜松市教育会館から展示を依頼した場合については利用料を請求しない。

(展示の制限)

以下(1)～(4)に該当する時は、展示を承諾しないものとする。

- (1) 営利を得ようと思われる方法などによって展示しようとするとき。
- (2) 施設または附属設備などを棄損する恐れがあるとき。(突起物や異臭のあるもの)
- (3) 展示ギャラリー設置の目的に反するとき。(展示にそぐわないもの)

(4) 政治的、宗教的な目的によって展示するとき。

(展示申し込みと承諾)

展示を希望する個人・団体は、事前に次の手続きをする。なお、申請の受け付けは、2か月前からとする。

- (1) 展示を希望する個人及び団体は、「公益財団法人浜松市教育会館ギャラリー利用申請書兼許可書」に記入して会館事務局へ提出する。
- (2) 展示の承諾は、原則として「ギャラリー利用申請書兼許可書」の受付順とする。ただし同時に複数の者から提出された場合は調整により受付をする。

(免責事項)

火災、盗難等により、展示期間中の展示物の破損、消失などのあった場合は、会館は一切その責を負わないものとする。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から実施する。

附 則 この規程は、令和5年4月1日から実施する。